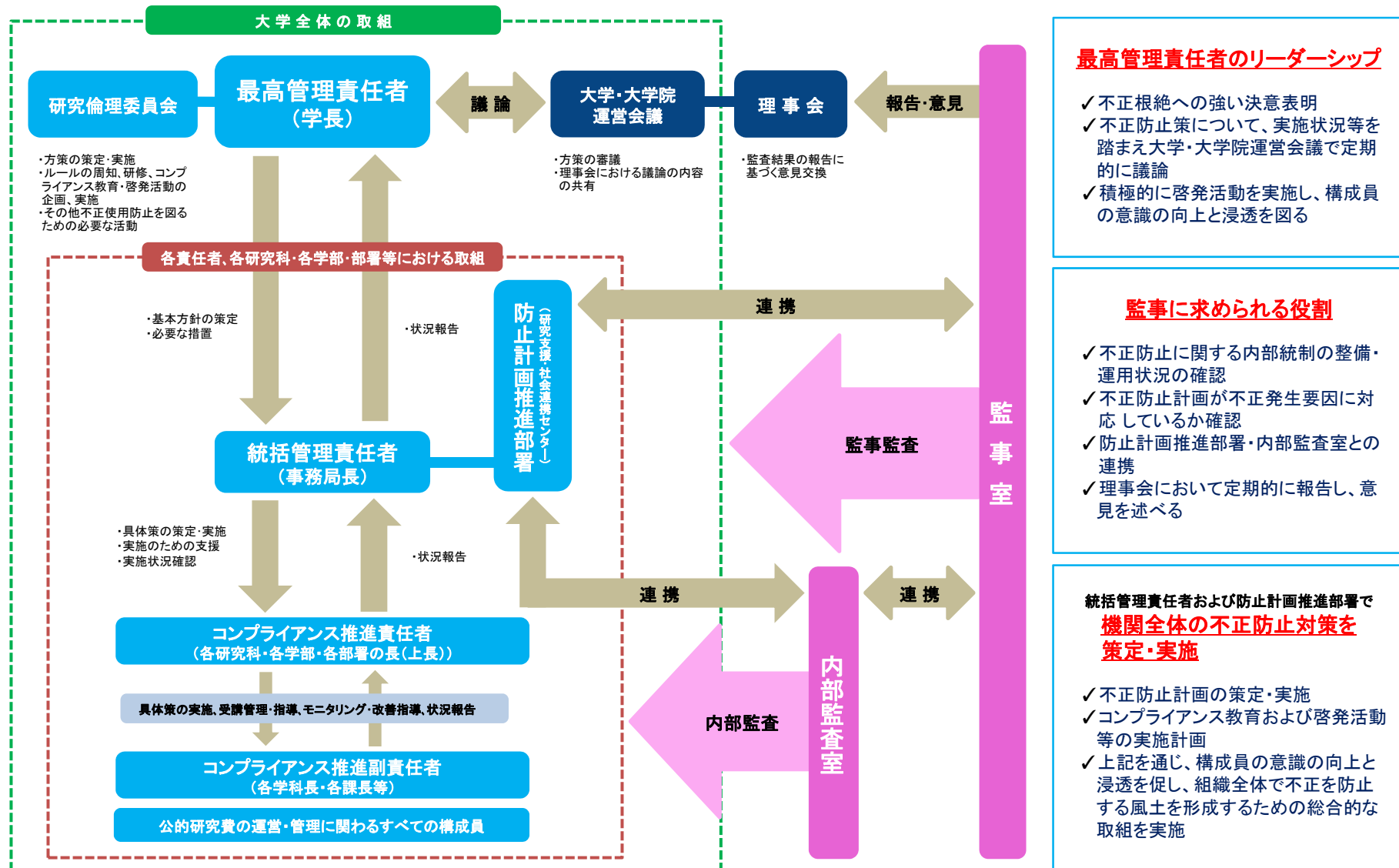


## 公的研究費の不正使用防止に関する責任体系



## 最高管理責任者に求められる役割

求められる役割	具体的な対応
<p>最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。            また、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者およびコンプライアンス推進副責任者が責任を持って研究費等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。</p>	<p>最高管理責任者は、ガイドラインに基づく基本方針を策定し、大学ホームページで公開するほか、大学・大学院運営会議等を通じて公的研究費の運営・管理に関わるすべての構成員に周知・徹底する。            また、不正根絶への強い決意を掲げ大学全体で取り組むために、最高管理責任者がリーダーシップを発揮し、必要な予算措置や人員配置などを行って取組みを促す。</p>
<p>不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、重要事項を審議する理事会において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深める。</p>	<p>策定する基本方針や不正防止対策について、大学・大学院運営会議に上程し、その内容が大学の実態や規模を踏まえ、現実的かつ実効性のあるものになっているか等を審議する。            また、不正防止のPDCAサイクルを徹底する観点から、定期的に各責任者(統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者等)から単に報告を受けるだけでなく、報告を受ける場を設け、不正防止対策の取組状況や効果等の点検・評価やその結果等について議論する。</p>
<p>最高管理責任者が自ら部局等に足を運んで不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。</p>	<p>不正防止に向けた大学の取組みの周知、不正事例の共有等を通じて、全ての構成員に対して不正防止意識の浸透を図ることにより、不正を起こさせない組織風土を形成する。            具体的には、大学・大学院運営会議、教授会等を活用し周知するほか、ポスター掲示やメール等を利用し、全ての構成員を対象として組織の隅々まで伝わるようにする。</p>

## 監事に求められる役割

求められる役割	具体的な対応
<p>監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について大学全体の観点から確認し、意見を述べる。</p> <p>監事は、特に、統括管理責任者またはコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。</p>	<p>監事が左記に示す役割を十分に果たすことができるよう、内部監査室、防止計画推進部署およびその他の関連部署は、監事と連携し、適切な情報提供等を行う。</p> <p>監事は、左記で確認した結果について、理事会において定期的に報告し、意見を述べる。</p>

## 統括管理責任者に求められる役割

求められる役割	具体的な対応
<p>統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、大学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。</p>	<p>統括管理責任者が行うべき対策として、不正防止計画の策定だけでなく、コンプライアンス教育および啓発活動等を通じて構成員の意識の向上と浸透を促し、大学全体で不正を防止する風土を形成するための総合的な取組が重要である。</p> <p>そのため、統括管理責任者には、公的研究費の運営・管理に関わる構成員を対象としたコンプライアンス教育および啓発活動等の具体的な計画を策定・実施する。コンプライアンス教育や啓発活動の実施計画については、対象、時間・回数、実施時期、内容等を具体的に示すものとする。</p>

## コンプライアンス推進責任者に求められる役割

求められる役割	具体的な対応
<p>統括管理責任者の指示の下、つぎの業務を行う。</p> <p>① 自己の管理監督または指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。</p> <p>② 不正防止を図るため、部局等内の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。</p> <p>③ 自己の管理監督または指導する部局等において、定期的に啓発活動を実施する。</p> <p>④ 自己の管理監督または指導する部局等において、構成員が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。</p>	<p>各研究科・各学部・部署等における研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置く。</p> <p>自己の管理監督または指導する部局において、コンプライアンス教育や啓発活動等を通じて構成員の意識の向上と浸透を促し、部局全体で不正を防止する風土を形成する。</p>

## コンプライアンス推進副責任者に求められる役割

求められる役割	具体的な対応
<p>コンプライアンス推進責任者の指示の下、つぎの業務を行う。</p> <p>① 自己の管理監督または指導する部局等における対策に関し、実効的な実施を行い、実施状況をコンプライアンス推進責任者に報告する。</p> <p>② 不正防止を図るため、コンプライアンス教育の受講を率先して促し、受講状況の補助的な管理監督を行う。</p> <p>③ 自己の管理監督または指導する部局等において、最前線で啓発活動を実施する。</p> <p>④ 自己の管理監督または指導する部局等において、構成員が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等を日常的にモニタリングし、必要に応じて最前線で改善を指導する。</p>	<p>必要に応じて、コンプライアンス推進責任者を補佐し、日常的に目が届き、実効的な管理監督を行うため、各研究科・各学部・部署等にコンプライアンス推進副責任者を置く。</p> <p>また、公的研究費の管理・執行に関して、事務部門にも副責任者を置く。</p> <p>自己の管理監督または指導する部局において、コンプライアンス推進責任者の指示の下、コンプライアンス教育や啓発活動等を通じて構成員の意識の向上と浸透を促し、部局全体で不正を防止する風土を形成する。</p>

## 公的研究費の運営・管理に関わる責任者

責任者	職名	責任者	職名
<b>最高管理責任者</b>  <b>統括管理責任者</b>  <b>コンプライアンス推進責任者</b> (コンプライアンス推進副責任者)	<b>学長</b>  <b>事務局長</b>  <b>工学部長</b> (都市デザイン工学科長) (建築学科長) (機械工学科長) (電気電子システム工学科長) (電子情報システム工学科長) (応用化学科長) (環境工学科長) (生命工学科長) (一般教育科長) (総合人間学系教室主任) (ナノ材料マイクロデバイス研究センター長) <b>ロボティクス&amp;デザイン工学部長</b> (ロボット工学科長) (システムデザイン工学科長) (空間デザイン学科長) <b>情報科学部長</b> (情報知能学科長) (情報システム学科長) (情報メディア学科長) (ネットワークデザイン学科長) (データサイエンス学科長) <b>知的財産学部長</b> (知的財産学科長) (知的財産学部事務室長) <b>知的財産研究科長</b> (知的財産専攻幹事) (知的財産学部事務室長)	<b>コンプライアンス推進責任者</b> (コンプライアンス推進副責任者)	<b>事務局長</b> (庶務課長) (会計課長) (工学部事務室長) (ロボティクス&デザイン工学部事務室庶務会計担当課長) (情報科学部事務室長) <b>教務部長</b> (教職主任) (教育センター長) (LLC主任) <b>図書館長</b> (図書館事務室長) <b>情報センター長</b> (情報センター事務室長) <b>八幡工学実験場長</b> <b>研究支援・社会連携センター長</b> (研究支援・社会連携センター課長) <b>ものづくりセンター長</b> <b>ロボティクス&amp;デザインセンター長</b>